

大規模災害時における白石市議会議員の行動マニュアル

【行動の基本方針】

議員は、大規模災害発生の際、自宅付近の被害状況及びテレビ、ラジオ等の情報等により判断し、以下の基本姿勢に立って行動するものとする。

- 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- 市当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- 特に災害初期においては、市当局ができる限り災害対応に専念できるよう、議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、議長又は副議長へ提出する。
- 被災の実情を踏まえ、国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップする。
- 議員は、しろいし安心メールや地区公民館の防災無線等の活用により、災害に関する情報の収集に努める。

【議長、副議長の対応】

議長及び副議長は、次の①～④の場合に市役所議会事務局又は市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と速やかに連絡のとれる場所に参集し、対策本部並びにその他議員から災害に関する情報等を収集するとともに、必要な範囲において対策本部又はその他議員へ把握した情報等を伝達するものとする。

- ①市内で震度6以上の地震が発生したとき
- ②大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、甚大な被害があると思われるとき
- ③市内に大規模な火災、その他重大な災害が発生したとき
- ④その他議長が必要と認めるとき

【その他議員の対応】

議員は、前述の災害が発生した場合に、地元の地区公民館又は最寄りの公民館に速やかに参集し、連絡体制（別紙）並びに防災無線等を活用し被害状況の報告や情報の収集に努めるものとする。

【連絡体制の確立】

議員は、大規模災害時において、可能な手段を用いて、議長又は副議長に自らの所在を明らかにし、可能な範囲において連絡体制（別紙）の確立に努めるものとする。

備 考

※災害時連絡体制は、あくまでも携帯電話等の使用が可能な場合に活用するものとし、携帯電話の使用ができないときは、最寄りの公民館に参集し自らの所在と安否情報を明らかにするものとする。

【震度5以上震度6未満の地震が発生した場合】

- ①白石市職員危機管理体制により副市長を本部長とする警戒本部が設置されることから、議会事務局職員が警戒本部の設置について議長及び副議長へ連絡する。

- ②警戒本部設置の情報を受けた後、議長及び副議長はその旨を連絡体制により議員へ連絡する。